

令和6年12月2日以降は、
マイナ保険証※または**有効な被保険者証**をご利用ください!



現行の被保険者証の新規発行は、令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証(※)による医療機関等の受診を基本とする仕組みへ移行します。

※マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用するもので、事前に利用登録が必要です。
医療機関等の窓口やマイナポータルアプリ等で利用登録ができます。

利用登録方法



お手元にある被保険者証の有効期限をご確認ください

すでに発行済みの被保険者証は、有効期限まで使用することができます。

国民健康保険被保険者証の有効期限は**最長令和7年12月1日まで**です。

※被保険者証の有効期限は、個人ごとに異なる場合があります。
(70歳到達に伴い窓口負担割合(3割または2割)の変更がある方や後期高齢者医療制度へ移行する方)

お手元にある被保険者証の有効期限が切れたあとは、以下の対応となります。

マイナ保険証をお持ちの方

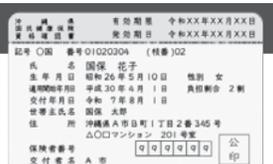
医療機関等を受診の際は、マイナ保険証をご利用ください。
また、ご自身の資格情報を把握するための「資格情報のお知らせ」を健康保険課より通知します。

マイナ保険証をお持ちでない方

被保険者証の有効期限が切れる前までに、資格情報を記載した「資格確認書」を健康保険課より交付します。
これにより、引き続き医療機関等を受診することができます。

「資格確認書」とは

マイナ保険証をお持ちでない方に交付するものです。
被保険者資格情報が記載されており、これにより医療機関等を受診することが可能となります。現在お手元にある被保険者証の有効期限が切れる前までに、健康保険課より交付します。



資格確認書(カード型)

「資格情報のお知らせ」とは

マイナ保険証をお持ちの方へ通知します。
ご自身の被保険者資格情報を簡易に把握できるよう健康保険課より交付します。マイナ保険証未対応の医療機関等では、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を提示することで受診可能となります。
現在お手元にある被保険者証の有効期限が切れる前までに、健康保険課より通知します。

マイナ保険証の利用が難しい場合は

高齢者や障がい者などの要配慮者(マイナ保険証での受診が困難だと思われる方)は、マイナ保険証を取得している場合でも、健康保険課へ申請することで、「資格確認書」を交付します。これにより、医療機関等を受診することができます。

国民健康保険に関する届出は忘れずに

就職や家族の扶養などで職場の健康保険に加入したときや、住所を異動したとき等、国民健康保険に関する届出は、マイナ保険証移行後も必要となります。
届出がない場合、保険税を二重で支払ったり、適切な保険税が計算できないことがあります。異動があったときは、忘れずに届出をお願いします。

《 お問い合わせ | 健康保険課 | 098-998-2210 》

年末調整における定額減税事務説明会の開催について

国税庁では、年末調整における定額減税事務(以下「年調減税事務」という。)について、今後、国税庁ホームページにその手順等の詳細を解説したパンフレットや動画を掲載するほか、引き続き、電話相談センター及び各税務署において源泉徴収義務者の方からの相談に対応することを予定しているところです。

定額減税の施行により、今年の年末調整の事務は例年とは異なる部分がありますので、年調減税事務に関する相談等が例年より見込まれます。

そこで、源泉徴収義務者の方からの相談等を広く受けられることができるよう、各署で年調減税事務説明会を開催することとしました。

開催日程等一覧表(沖縄県下)

- 現在開催を予定している説明会は以下のとおりです。
- 会場の収容人数の都合上、**事前申込制**で開催しています。参加をご希望の場合は、申込先へお電話にて事前申込をお願いいたします。なお、定員に達した時点で、申し込みの受付を終了させていただきますので、予めご了承ください。

開催日	時間	担当税務署	申込先	会場	会場の住所	定員
R6.11.6	14:00~	那覇税務署	那覇税務署 法人課税第1部門 ☎098-867-3101 (内線:221)	那覇税務署 別館1会議室	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	30人
R6.11.7	14:00~					30人
R6.11.25	10:00~	北那覇税務署	北那覇税務署 法人課税第1部門 ☎098-877-1324 (内線:162)	北那覇税務署 本庁舎3F 大会議室	浦添市宮城 5丁目6-12	20人
R6.11.25	14:00~					20人
R6.11.28	10:00~					20人
R6.11.28	14:00~					20人
R6.11.18	10:00~	沖縄税務署	沖縄税務署 法人課税第1部門 ☎098-938-9464	沖縄税務署 プレハブ 会議室	沖縄市東 2丁目1番1号	20人
R6.11.18	15:00~					20人
R6.11.25	10:00~					20人
R6.11.25	15:00~					20人
R6.11.18	10:00~					20人
R6.11.18	14:00~	名護税務署	名護税務署 法人課税部門 ☎0980-52-2920 (内線:22)	名護税務署 1階会議室	名護市東江 4丁目10番1号	20人
R6.11.19	10:00~					20人
R6.11.19	14:00~					20人
R6.11.20	10:00~					20人
R6.11.20	14:00~					20人
R6.11.21	10:00~					宮古島税務署
R6.11.26	10:00~	20人				

※駐車スペースに限りがあります。税務署へお越しの際には公共交通機関をご利用ください。